

金沢市 学校教育振興基本計画

改定版

明日を拓き社会を担う
金沢発のひとづくり

金沢市教育委員会 金沢市教育振興基本計画

金沢市教育委員会 金沢市教育振興基本計画

金沢市教育委員会

金沢市学校教育振興基本計画

平成27年1月 策定

令和3年3月 改定

金沢市教育委員会教育総務課

〒920-8577 金沢市柿木畠1番1号

TEL076-220-2431 Fax076-260-7195

Email:kyouiku_s@city.kanazawa.lg.jp

はじめに

本市では、平成27年に学校教育の一層の振興を図るため、中長期の視点に立った学校教育のめざすべき姿や取り組むべき施策を明らかにした「金沢市学校教育振興基本計画」を策定し、計画に示した推進すべき方向性とその具現化のための考え方を重点化した「金沢型学校教育モデル」の実践を通じ、よりよい学校教育の推進に努めてまいりました。

しかし、近年、子供たちを取り巻く環境は、IoTやAI等をはじめとする技術革新が進展し、新しい知識・情報・技術をめぐる変化は加速度を増すと同時に、グローバル化の更なる進展による、ボーダーレス化が進行し、社会の大規模な変革を正確に予測することはますます難しくなっています。

また、我が国では人口減少・少子高齢化の進展、子どもの貧困、地域間格差等の多種多様な社会的な問題が生じてきています。さらに教育をめぐっては、子供の読解力や自己肯定感の低下、いじめ問題、地域コミュニティの弱体化、教員の多忙化など、多様かつ複雑な問題が生じており、教育には、社会の大きな変化を受け止め、また、社会の持続的な成長・発展を展望した力を、一人一人のニーズに合わせつつ育成する施策が求められています。

こうした教育を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、学び続ける意欲を持ち、多様化する課題に対し主体的に解決できる力を身に付けた、次代を担う人材を育てていくため、「金沢市学校教育振興基本計画」を改定しました。

本計画の特色は、基本理念を「明日を拓き 社会を担う 金沢発のひとづくり ～「心」と「力」を育む学校教育～」とし、金沢に学ぶ子供たちが、これからの時代にあって、社会を構築し運営するとともに、自立した一人の人間として、力強く生きていくために必要となる豊かな「心」と多様な「力」が身につくよう、6つのめざすべき子ども像を掲げています。

今後、本計画の着実な実現に向け、学校での実践はもとより、家庭や地域等と連携・協働し、取組を進めてまいりますので、市民の皆様におかれましても引き続き、金沢市の教育へのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の改定にあたり、ご尽力を賜りました「金沢市学校教育振興基本計画改定検討委員会」の委員の皆様を始め、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様に対し、厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月

金沢市教育委員会

目 次

第 1 章 金沢市学校教育振興基本計画について	1
1 計画の策定及び改定の趣旨等	
2 計画の位置付け	
3 計画の体系	
4 計画の対象範囲	
5 計画の進行管理	
6 金沢市教育行政大綱	
第 2 章 教育を取り巻く現状	4
1 教育を取り巻く社会経済情勢	
2 国における教育政策の動向	
3 金沢市の子供の現状と課題	
第 3 章 金沢市学校教育振興基本計画の基本的な考え方	10
1 基本理念	
2 めざすべき金沢の子ども像	
3 計画の体系図	
第 4 章 基本的方向性及び取り組むべき施策の考え方	13
【方向性 1】 豊かな人間性を育む教育に取り組みます	13
1-1 道徳教育(心の教育)の充実	
1-2 人権教育の推進	
1-3 いじめ・不登校・問題行動等への取組の充実	
1-4 学校図書館教育の推進	
1-5 情報モラル教育の充実	
1-6 部活動の充実に向けた運営体制の整備	
【方向性 2】 確かな学力を育む教育に取り組みます	15
2-1 学力の向上	
2-2 キャリア教育の推進	
2-3 ICTを活用した教育の推進	
【方向性 3】 健康や体力を育む教育に取り組みます	16
3-1 健康教育の推進	
3-2 体力の向上	
3-3 安全・安心な学校給食の提供	

【方向性4】	ふるさと金沢の個性を生かした教育に取り組みます	17
4-1	歴史や伝統・文化等に関する教育の充実	
4-2	国際理解教育の充実	
4-3	科学教育の充実	
4-4	SDGsの取組の推進	
4-5	地域コミュニティを生かした防災教育の推進	
【方向性5】	特別支援教育の充実に取り組みます	19
5-1	特別支援教育の推進	
5-2	インクルーシブ教育の推進	
【方向性6】	福祉と連携した教育相談・支援体制の充実に取り組みます	20
6-1	発達相談にもとづく支援体制の充実	
6-2	適応指導教室を中心とした支援体制の充実	
6-3	相談・支援機能の充実	
【方向性7】	家庭、地域と連携したひとつづくりに取り組みます	21
7-1	地域に開かれた学校づくりの推進	
7-2	コミュニティ・スクールの推進	
【方向性8】	教職員の資質向上と教育環境の充実に取り組みます	22
8-1	教職員が本務に専念するための時間の確保	
8-2	教職員研修の充実	
8-3	安全で快適な学習環境の確保	
8-4	学校規模の適正化の推進	

第5章 金沢子どもかがやき宣言 24

参考資料

参考資料	26
------	----

金沢市学校教育振興基本計画改定検討委員会 委員名簿、改定経緯

第1章

金沢市学校教育振興基本計画について

1. 計画の策定及び改定の趣旨等

(1) 計画の策定について

本計画は、国や金沢市の動向を踏まえ、学校教育の一層の振興を図るため、中長期の視点に立った学校教育のめざすべき姿や取り組むべき施策等を明らかにするとともに、学校教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことをめざし、平成27年1月に策定しました。

(2) 計画の改定について

計画策定から5年が経過し、超スマート社会(Society5.0)^{※1}の到来やグローバル化の進展等の社会経済情勢の変化、新学習指導要領^{※2}の全面实施やICT^{※3}環境の整備等の新たな教育課題に対応するため、見直しを図るものです。

なお、「金沢市教育行政大綱」(平成27年10月策定)は、策定以降の様々な状況変化を勘案しても引き続き適切なものと考え、堅持します。

2. 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

教育基本法第17条第2項に規定される、地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

【教育基本法(抜粋)】

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

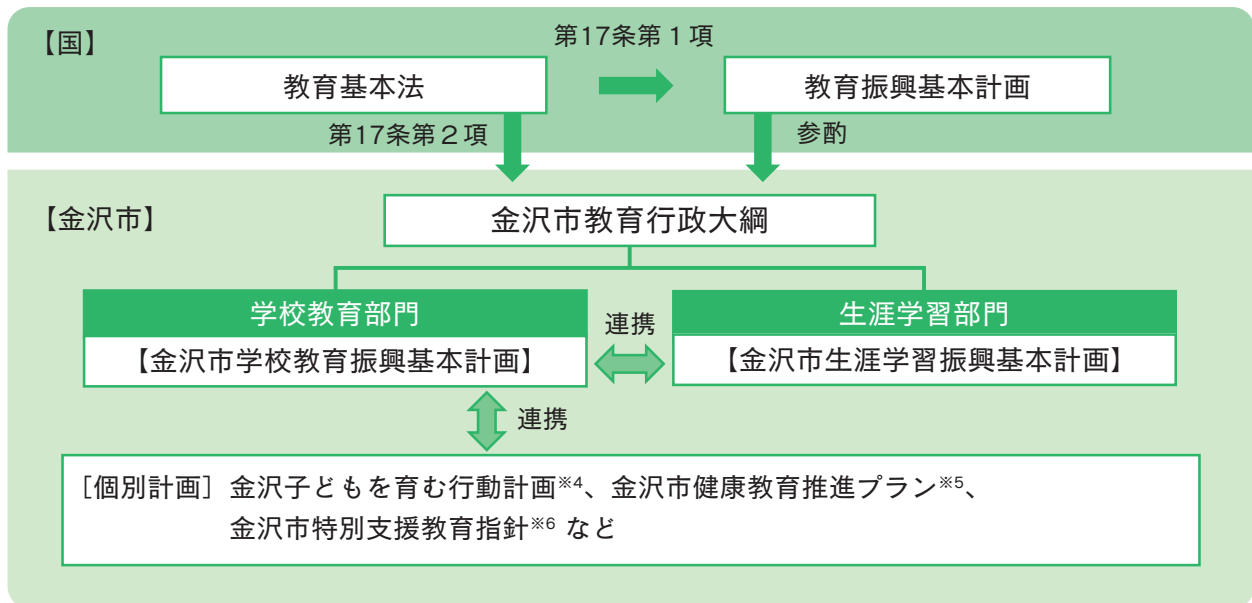
※1 サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類社会発展における5番目の姿として位置づけられる。

※2 全国的に一定の教育水準が確保されるよう、文部科学省が学校教育法に基づいて定めているもの。どのような教科や活動を、どの学年で、どのように教育するかなどについて基準が示されており、教科書や学校での指導内容のもととなっている。

※3 Information and Communication Technologyの略。情報通信技術。

(2) 金沢市の各種計画との関係

「金沢市学校教育振興基本計画」は、本市の学校教育部門の計画であり、生涯学習部門の「金沢市生涯学習振興基本計画」と併せて、「金沢の教育振興基本計画」となるものです。相互に連携を図り、それぞれの計画のもと、学校教育及び生涯学習の各種施策を展開し、本市の教育振興の両輪として位置付けるものとします。



3. 計画の体系

基本理念

金沢に学ぶ子供たちが、これからの時代にあって、社会を構築し運営するとともに、自立した一人の人間として、力強く生きていくために必要な資質を、「心」と「力」という2つの言葉で表現したもの。

めざすべき金沢の子ども像

本市の学校教育を通して、明日を生きぬき、社会を担うために必要となる多様な「心」と「力」を身に付けてほしいことから、より具体的な言葉で6つのめざすべき子ども像を示したもの。

※4 「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例(通称：金沢子ども条例)」に基づく行動計画。子供の育成に関し、家庭・地域・企業・学校・行政等のすべてが子供の育成に責任を有することを認識し、その役割を定めている。平成29年度に「金沢子どもを育む行動計画2018」を策定。

※5 健康教育のさらなる推進のため、家庭(地域)・学校・行政が連携・協働し、子ども達の心と体の様々な課題に取り組むための行動計画。平成30年度に「金沢健康教育推進プラン2019」を策定。自ら進んで健康づくりや体力づくりを実践できる子どもの育成をめざし、金沢市全小・中学校で「7つの重点的健康課題」に取り組んでいる。

※6 すべての児童生徒が、自立と社会参加を見据え、共に学び、互いに理解し合う中で、一人一人の教育的ニーズに配慮しながら、自己の可能性を最大限伸ばせるよう、多様できめ細やかな学校教育を行っていくための指針。令和2年度に「金沢市特別支援教育指針(第2次)」を策定。

基本的方向性

基本理念、めざすべき金沢の子ども像を実現するために推進すべき基本的な方向性

取り組むべき施策の考え方

基本的方向性の体系に基づき取り組むべき施策の考え方

4. 計画の対象範囲

教育委員会の所管する市立の小学校・中学校・高等学校の学校教育全般を対象としています。

5. 計画の進行管理

本計画を着実に振興していくため、PDCA^{※7}サイクルの考え方に基づき、毎年度、本計画に沿って施策を実施するとともに、進行管理に当たっては、「教育委員会事務事業点検・評価^{※8}」を活用します。

6. 金沢市教育行政大綱

金沢の教育振興基本計画として、「学校教育」を通じた「ひとづくり」、「生涯学習」を通じた「ひと・まちづくり」を進めるため、金沢市学校教育振興基本計画及び金沢市生涯学習振興基本計画に掲げた施策の方向性を体系的に整理し、わかりやすい言葉で表現した5つの基本方針を掲げた「金沢市教育行政大綱」を総合教育会議において、市長と教育委員が協議、調整し、平成27年10月に策定しました。

【基本方針】

「金沢市学校教育振興基本計画」及び「金沢市生涯学習振興基本計画」の両計画を体系的に整理し、学校教育と生涯学習を通じて、「ひと・もの・こと(人材、教育、学習、環境など)」を「育てる(育成)・整える(充実)・高める(向上)・支える(支援)・進める(推進)」ことをめざし、5つの基本方針を定めました。

- 1 未来を担う人材の育成
- 2 特別支援教育の充実
- 3 家庭・地域の教育力の向上
- 4 生涯を通じた学びの支援
- 5 教育・学習環境整備の推進

※7 実態把握を踏まえた目標を設定し、それを達成するために「計画(Plan)」を立て、「実行(Do)」する。一定期間経過後、期待される変容がえられたかどうか「点検(Check)」し、「改善(Action)」を行うサイクルのこと。

※8 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たしていくため、教育委員会の活動及び所管事務について、その管理及び執行状況を点検・評価している。事務事業点検・評価に当たっては、学識経験者の知見を活用し、結果については、報告書として金沢市議会に提出し、市民に公表している。

第2章 教育を取り巻く現状

1. 教育を取り巻く社会経済情勢

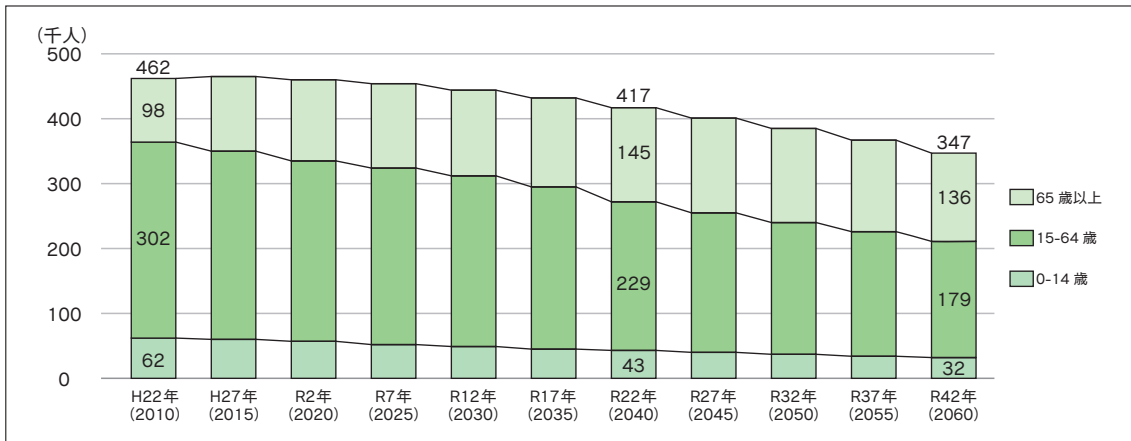
(1) 人口動態・年齢構成

我が国の人口は、平成20(2008)年をピークに減少局面にあり、出生率の低下や平均寿命の伸長により、少子高齢化が一層進んでいます。

金沢市における人口は、平成30(2018)年以降は減少となっており、将来的にも減少が進み、国の傾向と同様に、少子高齢化が一層進むことが予測されています。

このような状況は、生産年齢人口^{※9}の減少、税収の減少及び社会保障費の増大などにつながり、市民の生活や経済に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

金沢市の人口の将来見通し

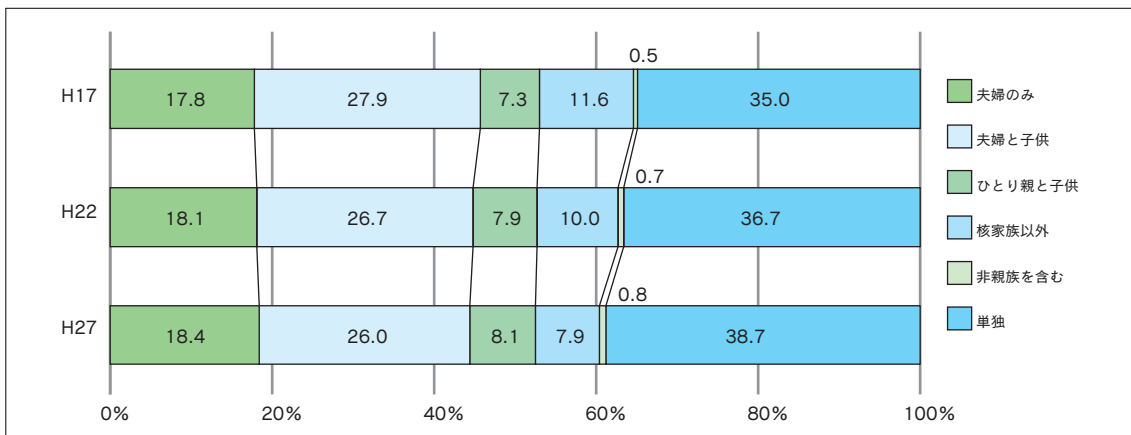


<資料>金沢市人口ビジョン

(2) 家族形態と地域社会

一般世帯を家族類型別にみると、夫婦と子供からなる核家族の世帯や三世帯世帯が減少傾向にある一方で、単独世帯で増加傾向にあります。

金沢市における一般世帯の家族類型別割合の推移



<資料>金沢市、総務省「国勢調査」

※9 15歳から64歳までの人口。

こういった家族形態の変化による、子供たちと関わる地域住民の減少、また、共働き世帯の増加や価値観の多様化の影響も含め、地域における人と人のつながりや支え合いの希薄化、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。

(3) 社会・経済状況

技術革新による社会の変化

2030年頃には、第4次産業革命とも言われる、IoT^{※10}やビッグデータ^{※11}、AI^{※12}をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会(Society5.0)の到来が予想されています。技術革新の進展により、今後10～20年後には我が国の労働人口の相当規模が技術的にはAIやロボット等により代替できるようになる可能性が指摘されている一方で、これまでになかった仕事が生まれることが考えられています。

また、国全体でデジタル化の取組が進む中、教育分野においてもGIGAスクール構想^{※13}を始め、デジタル技術の効果的活用を図ることが期待されています。

グローバル化の進展

あらゆる場所でグローバル化は加速し、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題等、地球規模の人類共通の課題が増加する中、こうした課題を解決するため、2015年9月に「国連持続可能な開発サミット」において、2030年に向けた国連加盟国共通の目標として、「持続可能な開発目標(SDGs^{※14})」が採択され、国や企業、地方公共団体などの全ての主体が取り組むものとされています。

日本が抱える社会問題や地球規模の問題を自ら発見し、解決できる能力を有したグローバルに活躍する人材の育成が重要です。また、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、国内外の様々な場において、外国語で躊躇せず意見を述べ、他者と交流し、共生していくために必要なコミュニケーション力等を育成していくことが重要です。

新学習指導要領においても、「持続可能な社会の創り手の育成」が明記されたこと等を背景にSDGs達成のための教育(ESD^{※15})の推進に向けたニーズが高まっています。

※10 Internet of Thingsの略。様々なものがインターネットに接続し、情報をやり取りすること。

※11 デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、またスマートフォンやセンサー等IoT関連機器の小型化・低コスト化によるIoTの進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータ。

※12 Artificial Intelligenceの略。人工知能。

※13 GIGAはGlobal and Innovation Gateway for Allの略。令和元年に文部科学省が発表した、学校教育におけるICT環境整備についての構想。全国の小中高校などで高速大容量の通信ネットワークを整備し、児童生徒1人1台のパソコン・端末の普及をめざす。

※14 Sustainable Development Goalsの略。気候変動、エネルギー、まちづくり、生産者・消費者責任、水環境保全、ジェンダー、貧困等、持続可能な社会の形成に向けた17の目標(ゴール)と169の取組(ターゲット)から構成されている。

※15 Education for Sustainable Developmentの略。持続可能な開発のための教育。

さらに、金沢市においては、令和2年7月に内閣府の「SDGs未来都市^{*16}」の認定を受け、持続可能なまちづくりを念頭においた施策の展開やSDGsに関わる取組を推進しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大

新型コロナウイルス感染症が全世界で猛威を奮い、日本でも感染拡大に伴って令和2年3月上旬より全国で一斉に臨時休校措置がとられ、金沢市においても5月末までの長期にわたり臨時休業が継続されるなど、教育面でも大きな影響を与えています。

社会全体が長期間にわたり感染症と共に生きていかなければならないという認識に立ち、学校においては万全の感染症対策を講じつつも、子供たちの健やかな学びを保障することとの両立を図っていくことが重要になっており、日々刻々と変わる状況や国の動向を見据えながら、金沢市においても、学校・家庭・地域で連携を図りつつ、学校教育活動を柔軟かつ効果的に進めていく必要があります。

2. 国における教育政策の動向

(1) 教育振興基本計画

平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」が閣議決定されました。同計画では、第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿をめざすこととされています。

【教育のめざすべき姿】

- <個人> 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
- <社会> 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展

また、教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、以下の5つの方針を掲げています。

【今後の教育政策に関する基本的な方針】

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

^{*16} SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の3側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として、国が選定するもの。

(2) 学習指導要領の改訂

新しい学習指導要領は、令和2年度から小学校、令和3年度から中学校において全面実施され、高等学校は令和4年度から年次進行で実施されることとなっています。

改訂の基本的な考え方として、教育基本法、学校教育法などを踏まえ、子供たちが未来社会を切り拓くために子供たちに求められている資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」が重視されています。

【改訂のポイント】

- 知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むために、全ての教科等を三つの柱に再整理
 - ①知識及び技能 ②思考力、判断力、表現力等 ③学びに向かう力、人間性等
- 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
- 教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントの確立

(3) 教育関連法の主な制定・改正

教育関連法についての直近5年間ににおける主な制定・改正は以下のとおりです。

施行年月	法律名	概要
平成27年4月 (2015年)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(改正)	教育行政の責任の明確化、総合教育会議の設置及び大綱の策定の義務化 など
	学校図書館法(改正)	専ら学校図書館の職務に従事する職員(学校司書)の設置の努力義務化 など
平成28年4月 (2016年)	学校教育法(改正)	小中一貫教育を行う新たな学校の種類(義務教育学校)の制度化 など
平成29年2月 (2017年)	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(制定)	不登校児童生徒等に対する教育機会の確保及び夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供に係る国及び地方公共団体の責務の明確化 など
平成29年4月 (2017年)	教育公務員特例法(改正)	校長及び教員の資質の向上に関する指標の策定並びにそれを踏まえた教員研修計画の策定の義務化 など
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(改正)	教育委員会に対する学校運営協議会 ^{※17} の設置の努力義務化 など
平成31年4月 (2019年)	学校教育法(改正)	学習者用デジタル教科書の制度化 など

※17 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に規定される、教育委員会規則での定めによって、その所管に属する学校ごとに、当該園・学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関。学校運営協議会を設置している学校を「コミュニティ・スクール」という。

3. 金沢市の子供の現状と課題

(1) 学力

学力調査結果等から見た本市の児童生徒の学力については、基礎的・基本的な「知識・技能」について、着実に身に付いている傾向が見られます。一方で、読解力に課題があることが指摘されています。

このため、各教科等の学習を通して身に付けた基礎的・基本的な知識・技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等が育まれるよう、指導方法や教材等の工夫改善を行うとともに、家庭学習の充実を図る等、児童生徒の学力の向上に努める必要があります。

(2) 豊かな心

少子化、核家族化等の進行に伴い、人間関係の希薄化や日常生活での体験が不足し、児童生徒の倫理観や社会性の欠如、規範意識の低下等が憂慮されています。

また、自分に自信をもつことができない子供が少なくない現状や、将来の夢や目標をもっていると、肯定的な回答をする子供の割合が全国平均を下回っている傾向もあります。

このため、家庭・地域・学校が一体となり、青少年の規範意識の向上や豊かな心を育む活動のより一層の充実を図る必要があります。

(3) 体力・運動能力

健やかな成長のため、バランスのよい食事や適切な運動などが大切なことですが、子供たちの健康を取り巻く環境は、栄養過多や、体を動かすことが少ない生活など、様々な問題が生じています。

令和元年度における体力・運動能力調査結果等から見た本市の児童生徒の状況は、小学5年生では全ての調査項目で全国平均を上回っていますが、中学2年生は全国平均を下回る項目も見られます。

このため、体育科・保健体育科の学習において付けたい力を明確にし、学習活動の展開を工夫するとともに、誰もが運動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の育成を図ることが必要です。

(4) 基本的な生活習慣

子供たちの学習意欲や体力の低下は、家庭における食事や睡眠等の基本的な生活習慣の乱れと関係しているといわれています。

本市においても、「朝食を食べる」割合は増加しているが、「栄養バランスをよく心がけている」や「朝すっきり目が覚める」割合が減少している傾向があります。

このため、家庭での食生活や生活習慣等に関わる啓発を積極的に推進するとともに、家庭と学校との連携を密にし、児童生徒の基本的な生活習慣の確立に向けた取組みを推進する必要があります。

(5) コミュニケーション能力

近年は、小学生も携帯電話を持つ時代になっており、オンラインゲームや様々なコミュニケーショ

ンツールを使いこなし便利になっている半面、対人関係の不得手な子供が増加し、コミュニケーション能力の低下が懸念されています。

また、いじめや不登校、暴力行為等の背景には、人間関係の希薄さや子供たちのコミュニケーション能力の不足といったことが大きく影響しているともいわれています。

このため、様々な学習や体験活動等を通して、自分の考えや意見を適切に表現したり、円滑な人間関係をつくるためのコミュニケーション能力を育成する教育の充実を図る必要があります。



第3章

金沢市学校教育振興基本計画の基本的な考え方

1. 基本理念

明日を拓き 社会を担う 金沢発のひとづくり ～「心」と「力」を育む学校教育～

金沢は、藩政期には学問を奨励し、「天下の書府」として称され、藩校や寺子屋、私塾を中心に教育が行われてきました。また、明治以降は「学都」として教育の振興が図られ、世界をはじめ広い分野で社会の礎となる有為の人材を輩出するなど、今日まで教育を大切にする土壌が連綿と引き継がれています。

学校は、多様な学びや体験等の教育活動を通じて、確かな学力と豊かな心、健やかな体を育む場です。子供たちには、多くの仲間や教師との交流を通して、明日を切り拓くために大切な「心」と「力」を身に付けることが必要です。丈夫で美しい布が、縦糸と横糸で織り上げられているように、豊かな「心」と多様な「力」が互いに調和して組み合わせることにより、明日を拓き、社会を担う「ひと」が創りあげられます。

私たちは、めざすべき金沢の子ども像を掲げ、金沢の歴史や伝統、文化などまちの個性や自然、風土を背景に培われた独自で創造性ある教育を重視し、地域や社会、国家の発展を担い、未来を託す子供たちの育成に努め、世界に目を向け飛翔する金沢発の「ひとづくり」をめざす学校教育を構築します。

“金沢発”「金沢から始まり(発生、発想)、

育て(発育、発達)、

広がる(発信、発展)ひとづくり」との意味を込めたもの

2. めざすべき金沢の子ども像

1 自ら学び、自ら考え、創造する子

変化の激しい社会をたくましく生きぬくためには、確かな学力を身に付けることが大切であり、学習を通じて、基礎的・基本的な知識・技能等を活用し、見いだした課題を解決していくことが必要です。

このため、様々なことに意欲や関心を持って、自ら学び、考え、主体的に表現し、工夫しながら創造することが求められています。

(必要な資質：思考力、表現力、意欲、関心 など)

2 正しく判断し、責任を持って行動する子

多様な人間関係を結ぶ機会が減少し、規範意識や責任感が薄れる傾向にある現代においては、社会的なルールを守り、自らを律し、望ましい行動をとることが必要です。

このため、規範意識を高め、正義感や責任感を持ち、正しく判断し行動することが求められています。

(必要な資質：規範意識、正義感、責任感、判断力、行動力 など)

3 自他ともに認めあい、お互いを高めあう子

様々な価値観やライフスタイルが共存している現代においては、人と人とのつながりを基盤とし、他者の個性や立場を認め、豊かな人間性を養うことが必要です。

このため、互いが認めあい、思いやりの心を持ち、切磋琢磨することが求められています。

(必要な資質：自己肯定感、信頼感、思いやり、切磋琢磨、コミュニケーション能力 など)

4 心身ともに健康で、たくましく生きぬく子

困難に直面しても、たくましく生きぬくためには、心身ともに健康であることが必要です。

このため、生涯にわたって健康や体力に関心を持ち、自ら進んで健康づくりや体力づくりを実践することが求められています。

(必要な資質：健やかな心と体、体力 など)

5 夢を抱き、何事にも粘り強く挑戦する子

将来に向かって、夢を抱き、自らの進むべき道を明確にし、努力を重ねることが必要です。

このため、向上心を持ち、自らの可能性を信じ、粘り強く、夢の実現に挑戦していくことが求められています。

(必要な資質：向上心、忍耐力、挑戦心、遂行力 など)

6 金沢に誇りを持ち、ふるさとを愛する子

情報化やグローバル化が進展する中、主体的に活躍するためには、世界を意識した広い視野を持つことが必要です。

このため、金沢が持つ様々な伝統や文化を学び、誇りを持ち、ふるさとを愛する心を養い、世界に羽ばたく社会の担い手となることが求められています。

(必要な資質：郷土愛、愛国心、国際理解 など)

3. 計画の体系図

基本理念		明日を拓き 社会を担う 金沢発のひとづくり ～「心」と「力」を育む学校教育～	
めざすべき金沢の子ども像	基本的方向性	取り組むべき施策の考え方	
1 自ら学び、自ら考え、創造する子	1 豊かな人間性を育む教育に取り組めます	1	道徳教育(心の教育)の充実
		2	人権教育の推進
		3	いじめ・不登校・問題行動等への取組の充実
		4	学校図書館教育の推進
		5	情報モラル教育の充実
		6	部活動の充実に向けた運営体制の整備
2 正しく判断し、責任を持って行動する子	2 確かな学力を育む教育に取り組めます	1	学力の向上
		2	キャリア教育の推進
		3	ICTを活用した教育の推進
3 自他ともに認めあい、お互いを高めあう子	3 健康や体力を育む教育に取り組めます	1	健康教育の推進
		2	体力の向上
		3	安全・安心な学校給食の提供
4 心身ともに健康で、たくましく生きぬく子	4 ふるさと金沢の個性を生かした教育に取り組めます	1	歴史や伝統・文化等に関する教育の充実
		2	国際理解教育の充実
		3	科学教育の充実
		4	SDGsの取組の推進
		5	地域コミュニティを生かした防災教育の推進
5 夢を抱き、何事にも粘り強く挑戦する子	5 特別支援教育の充実に取り組めます	1	特別支援教育の推進
		2	インクルーシブ教育の推進
6 金沢に誇りを持ち、ふるさとを愛する子	6 福祉と連携した教育相談・支援体制の充実に取り組めます	1	発達相談にもとづく支援体制の充実
		2	適応指導教室を中心とした支援体制の充実
		3	相談・支援機能の充実
↓	7 家庭、地域と連携したひとづくりに取り組めます	1	地域に開かれた学校づくりの推進
		2	コミュニティ・スクールの推進
		1	教職員が本務に専念するための時間の確保
		2	教職員研修の充実
金沢子どもかがやき宣言	8 教職員の資質向上と教育環境の充実に取り組めます	3	安全で快適な学習環境の確保
		4	学校規模の適正化の推進

第4章

基本的方向性及び取り組むべき施策の考え方

【方向性1】 豊かな人間性を育む教育に取り組みます

人間関係の希薄化や生活体験の不足などにより、子供には、社会性や規範意識を身に付けたり、自己実現の喜びを味わったりする機会が少なくなっています。

このような中、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育むことが大切です。

そのため、学校においては、各教科や特別活動^{*18}、部活動など、教育活動全体を通じて道徳教育や人・自然・文化等とかがかわる体験活動の充実を図ります。また、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度の育成に取り組みます。

取り組むべき施策の考え方

1-1 道徳教育(心の教育)の充実

児童生徒の「豊かな人間性」を育むためには、生命を大切にすることや他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を養うことが重要であり、特別の教科である道徳(道徳科)を要として学校の教育活動全体を通じて道徳教育(心の教育)の充実が求められています。

そのため、指導体制を確立するとともに道徳教育に係る全体計画や年間指導計画等を整備します。また、道徳科の授業を計画的に公開し、家庭や地域との共通理解を深め、連携が図られるよう取り組みます。

1-2 人権教育の推進

人権については、子供、女性、性的少数者、高齢者、障害のある人、外国人などに対する差別や、同和問題、インターネットによる人権侵害など様々な課題があります。特に、子供に関しては、いじめや不登校、虐待などが社会的な課題となり、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の精神を培い、正しい理解と認識を深め、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」を態度に表し、行動できる実践力のある児童生徒の育成が求められています。

そのため、人権尊重の精神に立ち、様々な課題を抱えた児童生徒が目の前にいるという認識のもと、人権感覚豊かな人間関係を築くことをめざした教育を実現するために、発達段階を踏まえた教育課程づくりや人間関係づくり、環境づくり、学習活動づくり等に取り組みます。

1-3 いじめ・不登校・問題行動等への取組の充実

いじめ・不登校・問題行動等に対しては、未然防止・早期発見に努め、組織的に適切な初期対応を行うことが大切です。加えて、学校と家庭、地域が連携し、大人が協力して児童生徒を見守る環境を整えることも必要です。

^{*18} 小・中学校で、教科・道徳以外の教育課程の一領域。望ましい集団活動を通して、個性の伸長など、自主的・実践的態度を育てることを目的とする。内容は、学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事など。

そのため、生徒指導上の諸課題に対して保護者や地域、関係機関等と連携を図りながら迅速、丁寧、誠実に対応します。また、児童生徒が望ましい人間関係を形成し、協力して諸課題を解決しようとする自主的・実践的な態度が育まれるよう、児童生徒を主体とした活動に取り組みます。

1-4 学校図書館教育の推進

学校図書館は児童生徒にとって一番身近な読書施設です。学校図書館は、児童生徒の読書活動や読書指導の場である「読書センター」、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」の3つの機能を有しており、学校図書館を計画的に利用し、活用することが求められています。また、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学びを効果的に進める基盤としての役割も期待されています。

そのため、各学校の蔵書の充実を図るとともに、学校図書館司書による授業支援や市立図書館との協力体制を強化することにより、授業での学校図書館の活用を推進し、読書量の増加及び目的に応じた読書活動が充実するよう取り組みます。

1-5 情報モラル^{※19}教育の充実

ネット上のトラブルや犯罪の問題については、無料通信アプリ等を介したいじめや誹謗・中傷、会員制交流サイト(SNS)等を介したネット犯罪、ネット依存など、年々、広範化・深刻化しており、未然防止への指導や問題発生時の迅速かつ適切な対応が必要です。これらの問題に対しては、学校における指導はもとより、家庭でのルールづくりを行うことが必要であり、地域もまた、学校と連携を図りながら啓発活動を行うことが大切です。

そのため、児童生徒がインターネットや携帯電話等を人間関係構築の有効なツールとして活用できるよう、学校と家庭、地域が連携してそれぞれの役割を果たしながら、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル意識の向上に取り組みます。

1-6 部活動の充実に向けた運営体制の整備

部活動については、学校教育活動の一環として行われ、中学校教育において果たす意義や役割は大きいものがあります。生徒が運動部や文化部での活動を通して、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係を築き、より高い技能を習得することや自らの可能性に挑戦することの中で、自主性、協調性、忍耐力、責任感、達成感等を高め、情操豊かで自主的かつ創造的な人間性を育むことを大切にしています。

そのため、部活動に携わる教職員の指導力向上に向けた研修会の実施や、学校内での指導体制の確立に取り組みます。また、今後の国の動向を踏まえ、学校や地域の実情に応じ、持続可能な運営体制が整えられるよう取り組みます。

※19 情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。

【方向性2】 確かな学力を育む教育に取り組みます

社会が激しく変化する現代においては、自立と協働を図るための能動的・主体的な力である「社会を生きぬく力」を身に付けることが求められています。

このような中、自分を見失わず生きぬくために、子供一人一人に確かな学力を身に付けさせることを基本に、自ら課題を見付け、自ら学び、考え、主体的に行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることが大切です。

そのため、学校においては、学力の3つの要素である、「基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得」、「これらを活用した課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力やその他の能力の育成」、「主体的に学習する意欲や態度の育成」に取り組みます。

取り組むべき施策の考え方

2-1 学力の向上

激しく変化する社会を生きぬく力を身に付けるためには、基礎的・基本的な知識・技能を活用し、課題を解決するための思考力・判断力・表現力等が育まれるよう、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が必要です。

そのため、本市における授業づくりの方針をもとに学校全体で組織的に授業改善に取り組むとともに、取組の効果の定期的な検証等、継続的な検証改善サイクルを確立し、確かな学力の育成に取り組みます。

2-2 キャリア教育^{※20}の推進

近年の産業・経済の構造的な変化や雇用の多様化・流動化等を背景として、就職や進学を問わず、児童生徒の進路をめぐる環境は大きく変化しており、確かな勤労観・職業観を持ち、社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤となる資質・能力を育成する教育が求められています。

そのため、地域・社会等と連携しながら、各教科等の学校の教育活動全体を通して、自己の目標や生き方に目を向けたり、職業や進路に関わる体験的な活動を行ったりして、児童生徒が自分の性格や興味、能力・適性等についての理解を深めることができるよう取り組みます。さらに、現在の学習と実社会とのつながりを意識するとともに、一人一人が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりできるように、活動を記録し蓄積する教材「キャリア・パスポート」を活用し、発達段階に応じて目的を持って学ぶことができるよう取り組みます。

2-3 ICTを活用した教育の推進

社会における情報化の急速な進展に伴い、社会生活の中でICTを日常的に活用することが当たり

※20 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

前の世の中となる中で、学校における教育の情報化を推進していくことは大変重要です。このような中、情報教育の推進にあたって、情報活用能力(必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力(ICTの基本的な操作スキルを含む)や、情報の科学的理解、情報社会に参画する態度)の育成が求められています。

そのため、学校における情報セキュリティを含めたICT環境を整備するとともに、児童生徒が「GIGAスクール構想」によって整備された1人1台の学習用端末を教科等において主体的に活用できるよう取り組みます。

【方向性3】 健康や体力を育む教育に取り組みます

近年、生活体験や自然体験の機会の減少、運動する子供としない子供の二極化など、子供の体力には課題が見られます。また、基本的な生活習慣や心の健康等の課題においても多様化・複雑化・低年齢化している現状があります。

このような中、ヘルスプロモーション^{*21}の考え方にに基づき、健康的な行動や生活習慣の確立に向けた健康教育を進めることが大切です。

そのため、学校においては、授業だけでなく特別活動や部活動など、教育活動全体を通じて運動やスポーツに親しみ、継続的に取り組めるようにします。また、子供に影響を与える周りの環境改善にも取り組むとともに、心身の調和的発達を図られるよう、健康の保持増進に向け、実践的な判断力や行動力の育成に取り組みます。

取り組むべき施策の考え方

3-1 健康教育の推進

生涯にわたり健康を保持増進していく上で、児童生徒が身近な生活における健康に関する知識を身につけることや必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力が求められています。

そのため、本市の健康教育推進プランを推進し、系統性のある指導の充実を図ります。併せて、教職員の健康教育スキルの向上と児童生徒の健康行動の習慣化を培うため、家庭、地域との連携・協働に取り組みます。

3-2 体力の向上

体力は、人間の活動の源であり、健康の保持増進のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」を支える重要な要素となるものです。生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくとともに自ら進んで運動やスポーツに親しむ資質・能力を身に付け、心身を鍛え

*21 健康的な行動や生活習慣が実践できるように教育的サポート(健康教育)と環境的サポート(環境改善)を組み合わせる実施していくこと。

ることができるようにすることが求められています。

そのため、体育科・保健体育科の授業はもとより、特別活動や運動部活動等の教育活動と相互に関連させながら、学校の教育活動全体を通じて体力の向上に取り組みます。

3-3 安全・安心な学校給食の提供

学校給食には、子供が正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付け、心身の健全な発達及び食に関する正しい理解と適切な判断力を養うとともに、地域の食文化を理解するための取組が求められています。

そのため、季節や旬に配慮した食材、地場産物を取り入れ、多様な調理法の組み合わせにより食事内容に工夫を凝らすほか、食育の生きた教材としていく取組を推進します。併せて将来にわたり安全・安心な学校給食を提供していくため、「新たな学校給食共同調理場再整備計画」に基づき、共同調理場の新設や施設設備の更新に取り組みます。

【方向性4】 ふるさと金沢の個性を生かした教育に取り組みます

歴史や伝統、学術、文化などの個性を守り、磨き高めてきた金沢は、他都市に類を見ない資産を有しています。その資産を大切にし、子供が誇れるまちであり続けるためには、個性ある新たな価値を創造し続けることが必要です。

そのため、学校においては、金沢やそれぞれの地域がもつ伝統文化、豊かな自然、歴史、食などの多様な素材や人材を活用し、ふるさと金沢について学び、考え、かかわり、広めるための学習を実施します。

そのことを通して、誇りと愛着をもち、まちづくりの担い手として、よりよい社会の形成に参画する資質や能力の育成を目指します。また、ふるさと金沢の歴史や文化、自分の思いや意見を世界に発信できるコミュニケーション能力が養われるよう努めます。

取り組むべき施策の考え方

4-1 歴史や伝統・文化等に関する教育の充実

グローバル化が進展する中で、児童生徒が国際社会の中で日本人としての自覚や素養を持ち、主体的に生きていくためには我が国の歴史や伝統・文化に対する理解や親しみを深めることが大切です。

そのため、総合的な学習の時間^{*22}等における取組をSDGsの視点で点検・再評価し、金沢の歴史や伝統・文化、偉人等に関する教育が充実するよう努めます。また、金沢の文化や伝統芸能とふれあう機会、金沢の偉人ゆかりの地や文化施設を見学する機会を設け、金沢の先人が培ってきた歴史や伝統・文化等を理解し、金沢の良さを継承し、発信していこうとする意欲や態度の育成に取り組みます。

*22 各学校が地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や探究的な学習など、創意工夫を生かした教育活動を行う時間。

4-2 国際理解教育の充実

国際化が急速に進展している今日、自らの文化に愛情や誇りをもつとともに、異なる文化に対する理解を深め、互いの人権を尊重し、協力し助け合いながら、共に生きていく資質や能力を高めることが求められています。

そのため、自分の思いや意見を発信できるコミュニケーション能力の育成に努めます。金沢独自の教育課程に基づく英語教育に取り組むとともに、地域に住む外国人や長期海外生活経験がある日本人等の人材活用、各種国際交流団体との連携等を図り、学校の教育活動全体を通じて、国際社会において主体的に生きるための資質の向上に取り組みます。

4-3 科学教育の充実

科学技術のめざましい進展は、産業構造の変化をもたらし、より便利な生活を実現してきました。さらに、児童生徒の科学に関する興味・関心を高め、課題を自主的に解決しようとする意欲や態度を育むことが求められています。

そのため、関係諸団体の協力を得ながら、科学教材の開発や地域に根ざした科学教育の実践を行い、児童生徒の科学に対する興味・関心の高揚を図るとともに、科学や科学技術と生活や社会との関わりを含めて科学を学ぶことの意義や有用性を実感することができるよう取り組みます。

4-4 SDGsの取組の推進

環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題について、児童生徒が自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値や行動を生み出すことや、それによって持続可能な社会づくりの担い手を育むことが求められています。

そのため、市立の全小・中学校が加盟したユネスコスクール^{※23}の取組を推進することがSDGsの達成に貢献することを踏まえ、これまでの取組をSDGsの視点で点検・再評価するとともに、児童生徒が自己の価値観や生き方を見直し、持続可能な社会の構築に向けて行動できるよう取り組みます。

4-5 地域コミュニティを生かした防災教育の推進

東日本大震災の教訓から、「自助」、「共助」の重要性が再認識され、災害発生時に児童生徒が状況に応じた適切な対応ができる能力を育むとともに、学校と地域・保護者が連携した防災教育を推進することが求められています。

そのため、地域コミュニティを生かした防災教育に取り組むとともに、各教科等における学習活動を活用し、児童生徒の発達段階に応じた系統的な指導を行います。また、様々な災害の原因や対処方法等についての正しい知識を習得させ、児童生徒が主体性をもって自らの命を守り抜く態度を育成するとともに自ら適切な役割を担い判断し行動できるよう取り組みます。

※23 ユネスコスクールは、グローバルなネットワークを活用し、世界中の学校と交流し、生徒間・教師間で情報や体験を分かち合い、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指している。日本では、持続可能な開発のための教育(ESD)の推進拠点として位置づけ、800校を超える小・中学校などがこのネットワークに参加している。

【方向性5】 特別支援教育の充実に取り組みます

特別な支援を必要とする子供が、自らの選択に基づき自立した生活を送り、主体的に社会に参加できるようにするために、一人一人の教育的ニーズに応じた教育の充実が求められています。

このような中、インクルーシブ教育^{※24}の理念のもと、子供が共に学ぶことができるよう交流等を推進するとともに、子供の可能性を最大限に伸ばすために、多様できめ細やかな支援を行っていくことが大切です。

そのため、学校においては、特別な支援を必要とする子供一人一人の理解に努め、教職員による連携した支援を行えるよう、校内支援体制の充実に取り組みます。また、それぞれの学びの場である通常の学級や通級による指導、特別支援学級における教育環境の整備に努めます。

取り組むべき施策の考え方

5-1 特別支援教育^{※25}の推進

すべての児童生徒が、自立と社会参加を見据え、共に学び、互いに理解し合う中で、一人一人の教育的ニーズに配慮しながら、自己の可能性を最大限に伸ばせるよう、多様できめ細やかな教育が求められています。

そのため、改定した金沢市特別支援教育指針(第2次)に基づき、特別支援教育コーディネーター^{※26}や校内委員会の機能の強化を図るとともに、保護者や外部の関係機関等との連携を進め、校内支援体制の充実を努めます。また、「個別の教育支援計画^{※27}」等に基づく特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教材・教具や指導方法の工夫等、P D C Aサイクルに基づいた指導・支援に取り組みます。

5-2 インクルーシブ教育の推進

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育の推進が求められています。

そのため、個々の子供に応じた配慮や学習環境の整備に努めるとともに、すべての児童生徒が、自立と社会参加を見据え、共に学び、互いに理解し合う中で、一人一人の教育的ニーズに配慮しながら、自己の可能性を最大限に伸ばせるよう、多様できめ細やかな学校教育の充実に取り組みます。

※24 人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ教育。

※25 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。本市では、「金沢市特別支援教育指針(第2次)」を策定し、特別支援教育の充実を図っている。

※26 各学校における特別支援教育の推進のため、主に校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。校長が指名し、校務分掌に位置付けている。

※27 子供の障害の状態等に関わる情報を、その子供に関わる様々な関係者が共有できるよう、教育的支援の目標や内容、関係者の役割分担について計画するもの。

【方向性6】 福祉と連携した教育相談・支援体制の充実に取り組みます

近年、学校における不登校、いじめ、社会的不適応、発達障害^{※28}などの相談は増加し、多様化・複雑化しています。このような状況の中で、子供の自立と健全育成に向けて、教育と福祉の連携を図り、総合的に支援することが大切です。

そのため、教育プラザ^{※29}を設置し、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校等との連携を図り、専門的な発達相談・教育相談を通して子供や保育施設職員、教職員、保護者等の相談支援の充実に取り組みます。

取り組むべき施策の考え方

6-1 発達相談にもとづく支援体制の充実

発達障害によって生じるいじめ、ネットトラブル、不登校、不適応など、子供を取り巻く状況は複雑化・困難化しています。

そのため、教育相談担当者の専門性の向上に取り組みながら、保育施設職員、教職員、保護者、必要に応じて医療機関等と連携できる相談支援体制の充実に努めます。また、発達障害については、早期からの専門的相談支援を実施し、個々の能力や才能を伸ばす取り組み、不適応などに対する未然防止に努めます。一人一人の状況とニーズに応じて、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校、児童相談所等、教育と福祉の連携を促進することで、一貫した相談支援体制の充実に取り組みます。

6-2 適応指導教室^{※30}を中心とした支援体制の充実

近年は発達障害やいじめ、家庭環境の変化等による引きこもりをはじめとする不登校が課題となっています。

そのため、このような子供が抱える課題を解決し、社会的自立をめざしていくために、不登校の児童生徒が通室できる「そだち」において、保護者、学校との相談・連携をより充実しながら、子供の個別相談支援をより丁寧に行い、必要に応じて医療機関等と連携しながら、個別相談支援の充実、課題の解決に取り組みます。

6-3 相談・支援機能の充実

不登校、発達障害等にかかわる相談や支援については、専門的相談を継続して行える拠点の整備と

※28 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

※29 金沢こども条例の理念に基づき、教育と福祉が連携を図り、乳幼児から中学生まで、子供たちの健全な育ちを一貫して推進するための拠点施設。相談・研修・地域教育を核とする多彩なサービスが連携を図ることにより、子供の健全育成を多方面から支援・推進している。

※30 不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充のため、児童生徒及びその保護者の相談・適応指導を継続的に行い、学校復帰、社会的自立を支援する機関。

相談担当者の専門性の向上が必要です。

そのため、子供一人一人の状況及び家庭のニーズを的確に捉え、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校との連携を深めるとともに、必要に応じて児童相談所など関係機関とも連携を図るなど、教育と福祉が迅速に連絡を取って、問題の早期発見と子供に起こる不適応等の未然防止、専門的支援に努めます。

【方向性7】 家庭、地域と連携したひとづくりに取り組みます

家庭は、全ての教育の出発点であり、子供の心の拠り所となるものです。家庭においては、ふれあいやコミュニケーションを大切に、基本的な生活習慣や社会のルールを身に付けることが必要です。また、次代を担う子供が学び成長し、社会の中で生きぬく力を養うためには、学校と家庭、地域との連携が不可欠です。保護者や地域住民が、学校での活動に多面的に関わり、それぞれの役割を尊重しつつ、情報を共有し子育てに関わることや、各種行事・スポーツ活動等を通じ、子供と地域とのつながりを深めることが重要です。

そのため、学校と家庭、地域が互いに連携を密にしながら、地域づくりの担い手となる次代のひとづくりに取り組みます。

取り組むべき施策の考え方

7-1 地域に開かれた学校づくりの推進

社会全体で子供を育てるためには、学校、家庭、地域の連携は不可欠です。核家族化、地域コミュニティの希薄化などで孤立しがちな保護者が、子育ての悩みや不安を共有し、解決策を学ぶ機会を持ち、子育てに喜びを持って取り組める環境づくりが大切です。

そのため、学校においては、家庭教育学級などの学びあう機会や、地域の行事、スポーツ・文化活動などを通して、地域コミュニティとの連携を強化し、地域に開かれた学校づくりを進め、次代のひとづくりに取り組みます。

7-2 コミュニティ・スクール^{※31}の推進

子供の学校生活や学校の教育方針を保護者や地域住民が正確に理解し、意見交換することは、学校と保護者や地域が連携を進めるうえで、不可欠なことです。学校が子供の学校生活に関する情報を積極的に提供し、保護者や地域住民の学校教育活動への参加を通じ、互いの問題認識を深めるなど、複数の目で子供の成長を見守る必要があります。

そのため、地域の住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」と地域住民が主体となって

※31 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に規定される、教育委員会規則での定めによって、その所管に属する学校ごとに、当該園・学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関。学校運営協議会を設置している学校を「コミュニティ・スクール」という。

地域全体で子供たちの学びや成長を支える「地域学校協働活動^{※32}」の連携・協働を推進し、広い視野で子育て環境を促進する協力的体制づくりに取り組みます。

【方向性8】 教職員の資質向上と教育環境の充実に取り組みます

社会情勢の変化に伴い、学校教育を取り巻く課題が多様化、複雑化する現代においては、一人一人の教職員のさらなる資質向上・指導力向上が求められています。

そのため、諸課題に適切に対応できる教職員の育成をめざし、研修の充実を図ります。

また、子供が将来に向かって夢や希望を抱き、確かな学力と豊かな心、健やかな体を育むためには、安全で快適に学び、安心して過ごせる学校施設の整備が求められています。

そのため、学校施設の整備推進に取り組むとともに、学校規模の適正化の推進に努めます。

取り組むべき施策の考え方

8-1 教職員が本務に専念するための時間の確保

社会の急激な変化が進む中で、子供が予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められています。

そのため、教職員の働き方を見直し、これまで以上に子供たちと向き合う時間の確保を図り、より効果的な教育活動を行うことを目的として策定した「金沢市立学校における教職員が本務に専念するための時間の確保に向けた取組方針」に基づき、教職員の意識改革や様々な取組のより一層の充実に努めます。

8-2 教職員研修の充実

地域社会、家庭環境、保護者の意識が大きく変化している状況のもと、学校教育を取り巻く課題は多様化・複雑化しており、一人一人の児童生徒を理解するためにも教職員の資質向上が重要な課題となっています。特に、中堅教員のリーダーシップや若手教員の指導力向上が求められています。

そのため、諸課題に対応できる豊かな専門性、幅広い社会性、実践的指導力、コミュニケーション能力、組織で対応する力など、教職員のさらなる資質と指導力の向上をめざし、キャリアステージに応じた効果的な教職員研修を教員育成指標に基づいて実施するとともに、各学校においては、OJT^{※33}を推進します。また、「GIGAスクール構想」の実現に向け、オンライン研修等ICT活用に係る研修を充実させ、教職員の授業等におけるICT活用指導力の向上に取り組みます。

※32 平成27年12月の中央教育審議会答申において、従来「学校支援地域本部」等の活動を基盤として、地域による学校の「支援」から、地域と学校双方向の連携・協働へ、また「個別の活動」から活動の「総合化・ネットワーク」を目指し、幅広い地域住民の参画により、地域学校協働活動を推進する新たな体制として提言されたもの。

※33 On-the-Job Trainingの略。学校内の研修会や日々の教育実践の中で、個々の教員の資質向上を図ることを目的とした、計画的、継続的な研修。

8-3 安全で快適な学習環境の確保

学校施設は、児童生徒などの学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であり、耐震化の推進が喫緊の課題となっています。また、校舎の増改築や施設の老朽化への対応や多様化、高度化する教育に対応した施設整備が求められています。

そのため、子供が安全で快適に学び、安心して過ごせることができるよう、計画的な増改築や大規模改修などに取り組むとともに、日常点検を通じ、良好な施設の維持管理に努めます。また、「学校の新しい生活様式」に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減を図る等、子供たちの健康保持と健やかな学びの機会の確保に取り組めます。

8-4 学校規模の適正化の推進

少子化による児童生徒数の減少やまちなかと郊外における児童生徒数の偏在が生じています。また、社会が複雑化・多様化する中、多様な価値観を持つ人々と協力・協働できる人間性や、様々な状況下において個性を発揮し、課題を解決していく人材を育成することが、これまで以上に求められています。

そのため、場面に応じた適切な規模の集団を組むことが可能となる一定規模の学校で、人間関係を築き上げていくことが大切であることから、統合や通学区域の見直し等による学校規模の適正化に取り組めます。



第5章 金沢子どもかがやき宣言

金沢市学校教育振興基本計画に掲げる「めざすべき金沢の子ども像」をわかりやすく、覚えやすい言葉で表現するため、夏休み期間に、市立中学校24校から推薦を受けた中学生による金沢子ども憲章制作プロジェクトを設け、作業を行いました。結果、子供たちの考え方や行動の基本的な約束事「金沢子どもかがやき宣言」が完成しました。

金沢子どもかがやき宣言

- 一 すすんで学び、考えます
 - 二 きまりや約束を守ります
 - 三 すすんであいさつをします
 - 四 笑顔を大切にします
 - 五 思いやりの心を大切にします
 - 六 ありがとうの気持ちを伝えます
 - 七 毎日元気にすごします
 - 八 夢に向かって挑戦します
- わたしたちは、
ふるさと金沢を愛し、誇りを持ち、
未来に向かってかがやくように行動します

元金沢市立中学校 教諭
福島 絹子氏 書

宣言に込められた思い

金沢子どもかがやき宣言は、私たち中学生によるプロジェクト活動を通して制作したものです。活動を進める中で、私たちが“金沢”を誇りにし、“金沢”を愛し、“金沢”を全国や世界に発信したいという思いを強く持っていることを改めて感じました。

宣言文は、8つの文章で構成されていますが、どれもシンプルで分かりやすく、あたりまえのことを述べています。“あたりまえのことをあたりまえに”できることこそが、今の時代において大切にしなければいけないことではないでしょうか。

私たちは、この宣言を心に刻み、一人一人が行動し、未来の金沢が輝くことを願っています。

平成26年10月28日

金沢子ども憲章制作中学生プロジェクト

あしがき

「金沢子どもかがやき宣言」は、金沢市教育振興基本計画に掲げる「めざすべき金沢の子ども像」をわかりやすく、覚えやすい言葉で表現した、子供たちの考え方や行動の基本的な約束事としてまとめたものです。平成26年の夏休み期間に、金沢市立中学校24校から推薦を受けた中学生によるプロジェクト活動により、制作しました。

プロジェクト活動に参加した25人の中学生は、このまちの子供たちのために、未来の子供たちのために、金沢を愛し、誇りを持つために、どのような言葉にするか、一生懸命考えました。

【宣言の名称】

未来に明るく伸びる飛躍のイメージから付けられた北陸新幹線の列車名「かがやき」のように、金沢の子供たちが未来に向かって輝いていってほしいとの思いから「金沢子どもかがやき宣言」としました。

【宣言文】

宣言文は8つで構成されています。それぞれはシンプルですが、わかりやすい言葉だからこそ、人々の心や胸に響いていきます。「あいさつは人と人をつなぐ言葉、一番大切なこと」、「笑顔あふれるまちにするには、互いに高めあい、思いやり、どんなことにも楽しみを見出すことが大切」、「金沢は素敵なまち、そこに住む私たちも素敵な人間になりたい。なるためにはどんな事に気をつければいいのか」。このようなことを考え、話し合い、出来上がりました。

このプロジェクト活動を進める中で、中学生の根底にあったものは、金沢を愛する気持ちでした。「金沢の子供には、この金沢に誇りを持ってほしい」「金沢というまちを愛し、世界に自慢できる金沢を作りあげてほしい」「未来に向けて、今までより良い金沢にしていきたい」「この金沢を全国へ世界へと発信していきたい」。そんな思いが込められています。

この宣言文が出来上がったあと、活動に参加した中学生は、「学年が上がるたびに、宣言を見返し、言葉に込められた意味を年々感じてとってほしい」「この宣言を守って、大人になっても忘れないでほしい」「宣言の項目を達成できたら、大人になって力を発揮できる」などの感想を述べています。

すべてがあたりまえのことですが、このことを行動することが今の時代に求められているのではないのでしょうか。金沢のすべての子供たちに感じとってもらい、未来に向かってかがやくように行動してほしいと願っています。

参考資料

金沢市学校教育振興基本計画改定検討委員会

本計画の改定に向け、学識経験者や地域・学校関係者等で構成する「金沢市学校教育振興基本計画改定検討委員会」を設置し、金沢市の学校教育に関して幅広いご意見をいただきました。

■委員名簿

区分	所属機関・団体名	氏名
学識	金沢大学人間社会学域学校教育学類教授	◎松原 道男
	金沢美術工芸大学教授	桑村佐和子
地域	金沢市公民館連合会会長	関戸 正彦
	金沢市子ども会連合会会長	縄 寛敏
	金沢市スポーツ協会理事長	金浦 修郎
学校	金沢市立小学校校長会会長	今村外志美
	金沢市立中学校校長会会長	荒井 浩志
	金沢市立工業高等学校校長	田鶴 直人
保護者	金沢市PTA協議会会長	宇田 直人
経済界	金沢商工会議所中小企業委員会委員長	石野 晴紀

◎は委員長(敬称略)

■改定経緯

開催・実施期間	改定経緯	検討内容
令和2年8月4日	第1回会議	・計画改定の趣旨説明 ・新学習指導要領
令和2年10月27日	第2回会議	・計画改定の素案
令和2年12月1日 ～令和3年1月4日	パブリックコメントの募集	
令和3年1月28日	第3回会議	・パブリックコメント報告 ・計画改定の最終案